

東海市立加木屋中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止等の基本方針

(1) いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得る問題であり、どの生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、全ての生徒に関わる問題です。

全ての生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな教育活動の中で自らの力を伸ばしていくためには、いじめの防止等（「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」）に取り組むとともに、いじめを生み出さない学校の風土をつくることが大切です。

本校では、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を積極的に展開し、子供たち一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができるように努めてまいります。

(2) いじめの定義

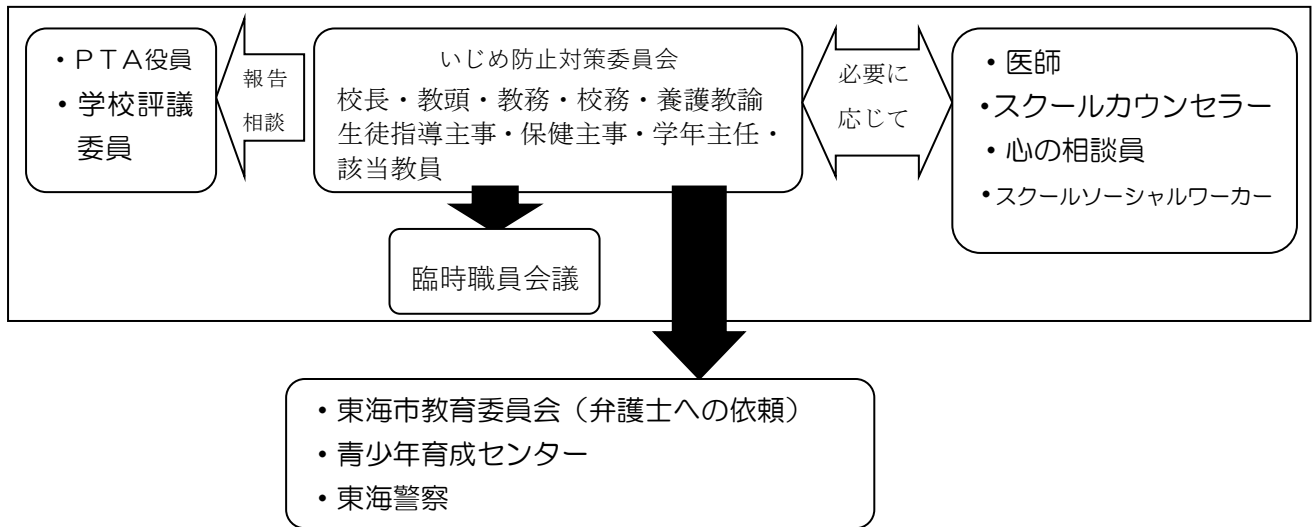
「いじめ」とは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

（いじめ防止対策推進法の第2条に定められている）

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止対策の組織



3 いじめ防止対策の基本となる事項

(1) いじめの調査

いじめを早期に発見するため、定期的な調査を次のとおり実施する。

- | | |
|---------------------|----------------------|
| ① いじめ調査アンケート | 年5回（4月、6月、9月、11月、2月） |
| ② 教育相談を通じた学級担任による面談 | 年5回（6月、9月、11月、2月） |
| ③ 担任によるいじめ早期発見リスト確認 | 年4回（5月、8月、11月、2月） |

(2) いじめ相談

教員以外にも生徒及び保護者がいじめに係わる相談を行うことができるように、スクールカウンセラーへの相談体制を整える。

- ・「こども SOS ほっとライン 24」TEL：052-261-9671（24 時間対応）
- ・ヤングテレフォン（愛知県警察）TEL：052-951-7867

(3) いじめ防止のための「生徒指導小委員会」の設置

いじめ防止等を実効的に行うため、「生徒指導小委員会」を設置する。

〈構成員〉

校務主任、生徒指導主事、各学年生徒指導教諭

隔週で開催し、いじめ事案等発生時は緊急に開催する。

4 いじめに対する措置

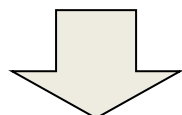
(1) いじめに係わる相談・報告を受けた場合は、以下の手順で対応する

いじめの認知	①	いじめと疑われる事案が発生、または報告を受ける。
	②	該当教員、学年生徒指導、学年主任、生徒指導主事、管理職で情報共有し、今後の指導の方向性の確認。
	③	事実の有無の確認を行う。

(2) いじめの事実が確認された場合は、以下の段階に従って対応する。また、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

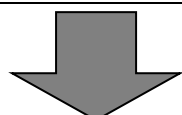
【第1段階】

（調査）	「いじめに関するアンケート」を生徒に対し行う。		
（保護者へ）	アンケート結果を適切に伝える。		
（対応者）	該当教員、学年生徒指導担当教員、（学年主任）		
（情報の共有）	→ 生徒指導主事・校長・教頭・教務主任・校務主任 → いじめ防止対策委員会・生徒指導小委員会 → 臨時職員会議		



【第2段階】

（対応者）	該当教員、学年生徒指導担当教員、学年主任、生徒指導主事、スクールカウンセラー、保健主事		
（情報の共有）	→ 校長・教頭・教務主任・校務主任 → いじめ防止対策委員会・生徒指導小委員会 → 臨時職員会議		



【第3段階】

（対応者）	該当教員、学年生徒指導担当教員、学年主任、生徒指導主事、校長・教頭・教務主任・校務主任に加え、状況に応じて、スクールカウンセラー、市教委担当主事、東海市青少年センタースクールサポーターに加わっていただく		
（情報の共有）	→ いじめ防止対策委員会・生徒指導小委員会 → 臨時職員会議		

5 重大事案への対処

重大事案とは、いじめにより在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

- (1) 東海市教育委員会に速やかに報告し、指示を受ける。
- (2) 「いじめ防止対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対処する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

【重大事案への対処図】

